

社会福祉法人 村上市社会福祉協議会金銭等管理規程

令和元年6月21日 制定

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人村上市社会福祉協議会（以下「本会という。」）が定款第2条の事業を行う上で、金銭等管理について適正な事務処理を行うことを目的とする。

(適用範囲)

第2条 金銭等管理とは、金銭及び預貯金通帳・証書、印鑑の保管管理をいう。

(担当者)

第3条 金銭等管理について適正な事務処理を行うため、金銭等に係る管理責任者及び取扱者を置く。

2 金銭等に係る管理責任者は取扱者の行う金銭等管理が適正に行われることを確認し、その結果を記録する。

(管理方法)

第4条 管理方法は、次のとおりとする。

(1) 本会の経理規程第25条を遵守する。

(2) 管理業務を行うにあたっては、善良な管理者の注意をもって誠実にその業務を遂行する。

(3)

(報告)

第5条 金銭等に係る管理責任者は必要に応じて書類などを添えて利用者等に報告するものとする。また、この内容を確認し記録する。

2 会長は、必要に応じて第1項の記録を提出させることができる。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、金銭等管理に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和元年6月21日から施行する。